

# 業務委託仕様書

## (目的)

第1条 本仕様書は、成田市水道事業配水場運転保守管理業務委託（令和5年度から令和9年度）及び成田市簡易水道事業浄水場運転保守管理業務委託（令和5年度から令和9年度）要求水準書等を補完し、委託契約書等の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行を図るために定めるものである。

## (業務の引継ぎ)

第2条 受注者は、業務引継期間内において、前受注者から全ての業務を引継ぎ、浄配水場の運転及び各種業務の遂行に支障を来たさないこと。

2 受注者は、業務満了前の発注者が定める期間において、次期受注者に技術指導等を行い、全ての業務を引き継ぐこと。

## (委託料の支払い)

第3条 受注者は、発注者に対して業務委託料の支払いを1月ごとに分けて請求するものとし、詳細は発注者受注者協議の上、決定する。

## (年間業務計画書)

第4条 要求水準書第18条第2項の年間業務計画書には、次に示す事項について記載することを基本とする。

### ① 薬品購入計画書

- ・ 水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー品）
- ・ 水道用次亜塩素酸ナトリウム（小詰め品）
- ・ 水道用ポリ塩化アルミニウム（小詰め品）
- ・ 水道用ポリ塩化アルミニウム（ローリー品）
- ・ 水道用水酸化ナトリウム（水道用苛性ソーダ）
- ・ 水道用希硫酸
- ・ DPD試薬

### ② 設備保守点検計画書

- ・ 定期点検計画
- ・ 日常点検計画

### ③ 教育・訓練計画

- ・ 災害訓練計画
- ・ 教育訓練（OJT等）計画

(薬品購入仕様書)

第5条 要求水準書第19条(6)調達業務 アの薬品購入仕様書は、別紙1から別紙5のとおりとする。尚、積算に当たっては、薬品購入仕様書に記載されている予定納入量を基に行うこと。また、購入実績に伴う精算処理は毎年度2月頃を目途に行うこととする。

(設備保守計画書 年次点検計画)

第6条 第4条②の設備保守点検計画のうち、定期点検計画については、別紙6を基本とする。尚、積算に当たっては、別紙6を基に行うこと。また、業務提案等を基に、別紙6を見直す場合は、発注者受注者協議の上、決定することとし、変更の対象とする。

(施設の保守点検業務)

第7条 要求水準書第22条(3)施設の保守点検業務 アの点検方法は、別紙7を、点検の周期は、別紙6をそれぞれ基本とする。尚、積算に当たっては、別紙6・7を基に行うこと。また、業務提案等を基に、別紙6・7を見直す場合は、発注者受注者協議の上決定することとし、変更の対象とする。

2 要求水準書第22条(3)施設の保守点検業務 ウの薬液注入設備保守点検の仕様書は、別紙8のとおりとする。尚、積算に当たっては、別紙8を基に行うこと。また、業務提案等を基に、別紙8を見直す場合は、発注者受注者協議の上決定することとし、変更の対象とする。

## 薬品購入仕様書 【水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー用）】

### 1. 趣 旨

本仕様書は、成田市水道部が使用する「水道用次亜塩素酸ナトリウム」の仕様について定めるものであり、納入者（以下「受注者」という）は、本仕様書に従い、これを履行しなければならない。

### 2. 品質及び規格

水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号。以下“技術基準省令”という。）第1条第16号別表第1（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（平成16年1月26日厚生省令第5号及び平成19年11月14日厚生労働省令第137号））に掲げる項目に適合するものとする。

#### 《水道用次亜塩素酸ナトリウム》

納入する「水道用次亜塩素酸ナトリウム」は、品質管理された原料（塩素・水酸化ナトリウム・希釈水）を用いること。また、その原料は、イオン交換膜法による塩水の電気分解法によって製造されたものであること。

- ① 日本水道協会規格JWWA K120：2008-2で、納入時の品質が下表に適合しなければならない。

表1 品質規格

項 目	規 格
有 効 塩 素	12% 以上
外 観	淡黄色の透明な液体
密 度（比重）（20℃）	1.16 以下
遊 離 ア ル カ リ	2% 以下
臭 素 酸	10mg/kg 以下
塩 素 酸	2000mg/kg 以下
塩化ナトリウム（NaCl）	2%以下

### 3. 品質検査

- ① 受注者は、製造業者が製造する上記水道用薬品類が省令別表第1に掲げる項目について適合することを証明する公的機関又はそれに準じる機関の分析結果書（直近3箇月以内のもの）を原則として、初回納入時まで成田市水道部へ提出し承諾を受けなければならない。試験方法については、最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（厚生労働省健康局水道課通知。以下ガイドラインという）」及び「JWWA Z109」に基づき行うものとする。この分析結果書には分析機関名を明記するものとする。尚、日本水道協会等の認証機関による品質証明を受けた薬品については、ガイドラインに基づく上記分析を省略することができる。但し、その際には認証を受けたことを証明する書類等を初回納入時まで成田市水道部へ提出し承諾を受けなければならない。

- ② 受注者は、納入する水道薬品類がそれぞれ表 1 の品質規格に適合しているかを検査し、納入時には、製造元が発行する検査結果書を提出しなければならない。この検査結果書は、納入する毎とし、分析機関名を必ず明記するものとする。尚、試験方法については、水道用次亜塩酸ナトリウム JWWA K 1 2 0 - 2 0 0 8 に基づき行うものとする。
- ③ 受注者は、成田市水道部が独自に行う検査に必要な資料の採取について指示があった場合は、速やかに提供するものとする。

#### 4. 納 入

- ① 予定納入量
  - ・ 令和 5 年度 8 0 t
  - ・ 令和 6 年度 8 0 t
  - ・ 令和 7 年度 8 0 t
  - ・ 令和 8 年度 8 0 t
  - ・ 令和 9 年度 8 0 t
- ② 納入場所及び荷姿
  - ・ 東町配水場 成田市東町 8 6 ローリー搬入
  - ・ 並木町配水場 成田市並木町 1 1 3 "
  - ・ 三里塚配水場 成田市三里塚 2 "
  - ・ 東和田配水場 成田市東和田 6 5 7 "
- ③ 1 回当たりの納入量については、成田市水道事業配水場運転保守管理業務委託受注者と十分に協議を行うこと。
- ④ 納入時間は、特別の指定がある場合を除き、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- ⑤ 納入時は成田市水道事業配水場運転保守管理業務委託受注者が立会い、その指示に従い作業を行うこと。

#### 5. 提出書類

- ① 初回納入時前まで
  - ・ 化学物質等安全データシート (MSDS)
  - ・ 製造事業者名、販売事業者名及び緊急時の連絡先を記載した書面
  - ・ 3 の①で記述した、分析結果書
- ② 納入時毎
  - ・ 3 の②で記述した、検査結果書
  - ・ ロット番号が記載された書類

#### 6. その他

- ① 成田市水道部に提出する、分析結果書及び検査結果書に際して係る検査費用等については、受注者の負担とする。
- ② 本仕様書に疑義がある場合、及び定めのない事項については、その都度協議して定める。

## 薬品購入仕様書 【水道用次亜塩素酸ナトリウム（小詰め用）】

### 1. 趣 旨

本仕様書は、成田市水道部が使用する「水道用次亜塩素酸ナトリウム」の仕様について定めるものであり、納入者（以下「受注者」という）は、本仕様書に従い、これを履行しなければならない。

### 2. 品質及び規格

水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号。以下“技術基準省令”という。）第1条第16号別表第1（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（平成16年1月26日厚生省令第5号及び平成19年11月14日厚生労働省令第137号））に掲げる項目に適合するものとする。

#### 《水道用次亜塩素酸ナトリウム》

納入する「水道用次亜塩素酸ナトリウム」は、品質管理された原料（塩素・水酸化ナトリウム・希釈水）を用いること。また、その原料は、イオン交換膜法による塩水の電気分解法によって製造されたものであること。

- ① 日本水道協会規格JWWA K120：2008-2で、納入時の品質が下表に適合しなければならない。

表1 品質規格

項 目	規 格
有 効 塩 素	12% 以上
外 観	淡黄色の透明な液体
密 度（比重）（20℃）	1.16 以下
遊 離 ア ル カ リ	2% 以下
臭 素 酸	10mg/kg 以下
塩 素 酸	2000mg/kg 以下
塩化ナトリウム（NaCl）	2%以下

### 4. 品質検査

- ① 受注者は、製造業者が製造する上記水道用薬品類が省令別表第1に掲げる項目について適合することを証明する公的機関又はそれに準じる機関の分析結果書（直近3箇月以内のもの）を原則として、初回納入時まで成田市水道部へ提出し承諾を受けなければならない。試験方法については、最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（厚生労働省健康局水道課通知。以下ガイドラインという）」及び「JWWA Z109」に基づき行うものとする。この分析結果書には分析機関名を明記するものとする。尚、日本水道協会等の認証機関による品質証明を受けた薬品については、ガイドラインに基づく上記分析を省略することができる。但し、その際には認証を受けたことを証明する書類等を初回納入時まで成田市水道部へ提出し承諾を受けなければならない。



## 薬品購入仕様書 【水道用ポリ塩化アルミニウム (PAC)】

### 1. 趣 旨

本仕様書は、成田市水道部が使用する「水道用ポリ塩化アルミニウム (PAC)」の仕様について定めるものであり、納入者（以下「受注者」という）は、本仕様書に従い、これを履行しなければならない。

### 2. 品質及び規格

水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号。以下“技術基準省令”という。）第1条第16号別表第1（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（平成16年1月26日厚生省令第5号及び平成19年11月14日厚生労働省令第137号））に掲げる項目に適合するものとする。

#### 《水道用ポリ塩化アルミニウム (PAC) 》

納入する「水道用ポリ塩化アルミニウム」は、品質管理された原材料を用い、製造工程及び製品についても品質管されたものであること。

- ① 日本水道協会規格 JWWA K154-2005 で、納入時の品質が下表に適合しなければならない。

表1 品質規格

項 目	規 格
外 観	無色～黄味がかった薄い褐色の透明な液体
比重 (20°C)	1.19以上
酸化アルミニウム (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )	10～11%
塩 基 度	45～65%
pH値 (10g/l溶液)	3.5～5.0
硫酸イオン (SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	3.5%以下

### 3. 品質検査

- ① 受注者は、製造業者が製造する上記水道用薬品類が省令別表第1に掲げる項目について適合することを証明する公的機関又はそれに準じる機関の分析結果書（直近3箇月以内のもの）を原則として、初回納入時まで成田市水道部へ提出し承諾を受けなければならない。試験方法については、最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（厚生労働省健康局水道課通知。以下ガイドラインという）」及び「JWWA Z109」に基づき行うものとする。この分析結果書には分析機関名を明記するものとする。尚、日本水道協会等の認証機関による品質証明を受けた薬品については、ガイドラインに基づく上記分析を省略することができる。但し、その際には認証を受けたことを証明する書類等を初回納入時まで成田市水道部へ提出し承諾を受けなければならない。
- ② 受注者は、納入する水道薬品類がそれぞれ表1の品質規格に適合しているかを検査し、納入時には、製造元が発行する検査結果書を提出しなければならない。この検査結果書は、納入する毎とし、分析機関名を必ず明記するものとする。尚、試験方法については、水道用ポリ塩化アルミニウム JWWA K154-2005 に基づき行うものとする。

- ③ 受注者は、成田市水道部が独自に行う検査に必要な資料の採取について指示があった場合は、速やかに提供するものとする。

#### 4. 納 入

##### ① 水道事業分

###### A) 予定納入量

- ・ 令和 5年度 20kg 詰めポリ容器100本
- ・ 令和 6年度 20kg 詰めポリ容器100本
- ・ 令和 7年度 20kg 詰めポリ容器100本
- ・ 令和 8年度 20kg 詰めポリ容器100本
- ・ 令和 9年度 20kg 詰めポリ容器100本

###### B) 納入場所及び荷姿

- ・ 並木町配水場 成田市並木町113      トラック搬入

##### ② 簡易水道事業分

###### A) 予定納入量

- ・ 令和 5年度 4 t
- ・ 令和 6年度 4 t
- ・ 令和 7年度 4 t
- ・ 令和 8年度 4 t
- ・ 令和 9年度 4 t

###### B) 納入場所及び荷姿

- ・ 下総小野浄水場 成田市小野890-1      ローリー搬入

- ③ 1回当たりの納入量については、成田市水道事業配水場運転保守管理業務委託受注者または、成田市簡易水道事業浄水場運転保守管理業務委託受注者と十分に協議を行うこと。

- ④ 納入時間は、特別の指定がある場合を除き、午前9時から午後4時までとする。

- ⑤ 納入時は、成田市水道事業配水場運転保守管理業務委託受注者または、成田市簡易水道事業浄水場運転保守管理業務委託受注者が立会い、その指示に従い作業を行うこと。

#### 5. 提出書類

##### ① 初回納入時前まで

- ・ 化学物質等安全データシート（MSDS）
- ・ 製造事業者名、販売事業者名及び緊急時の連絡先を記載した書面
- ・ 3の①で記述した、分析結果書

##### ② 納入時毎

- ・ 3の②で記述した、検査結果書
- ・ ロット番号が記載された書類

#### 6. その他

- ① 成田市水道部に提出する、分析結果書及び検査結果書に際して係る検査費用等については、受注者の負担とする。

- ② 本仕様書に疑義がある場合、及び定めのない事項については、その都度協議して定める。



## 薬品購入仕様書 【水道用水酸化ナトリウム（水道用苛性ソーダ）】

### 1. 趣 旨

本仕様書は、成田市水道部が使用する「水道用水酸化ナトリウム（水道用苛性ソーダ）」の仕様について定めるものであり、納入者（以下「受注者」という）は、本仕様書に従い、これを履行しなければならない。

### 2. 品質及び規格

水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号。以下“技術基準省令”という。）第1条第16号別表第1（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（平成16年1月26日厚生省令第5号及び平成19年11月14日厚生労働省令第137号））に掲げる項目に適合するものとする。

#### 《水酸化ナトリウム（液体苛性ソーダ）》

納入する「水酸化ナトリウム（液体苛性ソーダ）」は、品質管理された原材料を用い、製造工程及び製品についても品質管理されたものであること。

- ① 日本水道協会規格JWWA K122-2005で、納入時の品質が下表に適合しなければならない。

表1 品質規格

項 目	規 格
外 観	無色又はわずかに着色した透明な液体
水酸化ナトリウム (NaOH)	25%以上
塩化ナトリウム (NaCl)	1.5%以下

### 3. 品質検査

- ① 受注者は、製造業者が製造する上記水道用薬品類が省令別表第1に掲げる項目について適合することを証明する公的機関又はそれに準じる機関の分析結果書（直近3箇月以内のもの）を原則として、初回納入時まで成田市水道部へ提出し承諾を受けなければならない。試験方法については、最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（厚生労働省健康局水道課通知。以下ガイドラインという）」及び「JWWA Z109」に基づき行うものとする。この分析結果書には分析機関名を明記するものとする。尚、日本水道協会等の認証機関による品質証明を受けた薬品については、ガイドラインに基づく上記分析を省略することができる。但し、その際には認証を受けたことを証明する書類等を初回納入時まで成田市水道部へ提出し承諾を受けなければならない。
- ② 受注者は、納入する水道薬品類がそれぞれ表1の品質規格に適合しているかを検査し、納入時には、製造元が発行する検査結果書を提出しなければならない。この検査結果書は、納入する毎とし、分析機関名を必ず明記するものとする。尚、試験方法については、水道用水酸化ナトリウムJWWA K122-2005に基づき行うものとする。
- ③ 受注者は、成田市水道部が独自に行う検査に必要な資料の採取について指示があった場合は、速やかに提供するものとする。

#### 4. 納 入

##### ① 予定納入量

- ・ 令和 5年度 49 t
- ・ 令和 6年度 49 t
- ・ 令和 7年度 49 t
- ・ 令和 8年度 49 t
- ・ 令和 9年度 49 t

##### ② 納入場所及び荷姿

- ・ 伊能浄水場 成田市伊能633-14 ローリー搬入
- ・ 下総小野浄水場 成田市小野890-1 //

③ 1回当たりの納入量については、成田市簡易水道事業浄水場運転保守管理業務委託受注者と十分に協議を行うこと。

④ 納入時間は、特別の指定がある場合を除き、午前9時から午後4時までとする。

⑤ 納入時は成田市簡易水道事業浄水場運転保守管理業務委託受注者が立会い、その指示に従い作業を行うこと。

#### 5. 提出書類

##### ① 初回納入時前まで

- ・ 化学物質等安全データシート（MSDS）
- ・ 製造事業者名、販売事業者名及び緊急時の連絡先を記載した書面
- ・ 3の①で記述した、分析結果書

##### ② 納入時毎

- ・ 3の②で記述した、検査結果書
- ・ ロット番号が記載された書類

#### 6. その他

① 成田市水道部に提出する、分析結果書及び検査結果書に際して係る検査費用等については、受注者の負担とする。

② 本仕様書に疑義がある場合、及び定めのない事項については、その都度協議して定める。

## 薬品購入仕様書 【水道用希硫酸】

### 1. 趣 旨

本仕様書は、成田市水道部が使用する「希硫酸」の仕様について定めるものであり、納入者（以下「受注者」という）は、本仕様書に従い、これを履行しなければならない。

### 2. 品質及び規格

水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号。以下“技術基準省令”という。）第1条第16号別表第1（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（平成16年1月26日厚生省令第5号及び平成19年11月14日厚生労働省令第137号））に掲げる項目に適合するものとする。

#### 《希硫酸》

納入する「希硫酸」は、品質管理された原材料を用い、製造工程及び製品についても品質管理されたものであること。

- ① 日本水道協会規格JWWA K134-2005で、納入時の品質が下表に適合しなければならない。

表1 品質規格

項 目	規 格
硫酸分 (H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> )	75%以上

### 3. 品質検査

- ① 受注者は、製造業者が製造する上記水道用薬品類が省令別表第1に掲げる項目について適合することを証明する公的機関又はそれに準じる機関の分析結果書（直近3箇月以内のもの）を原則として、初回納入時まで成田市水道部へ提出し承諾を受けなければならない。試験方法については、最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（厚生労働省健康局水道課通知。以下ガイドラインという）」及び「JWWA Z109」に基づき行うものとする。この分析結果書には分析機関名を明記するものとする。尚、日本水道協会等の認証機関による品質証明を受けた薬品については、ガイドラインに基づく上記分析を省略することができる。但し、その際には認証を受けたことを証明する書類等を初回納入時まで成田市水道部へ提出し承諾を受けなければならない。
- ② 受注者は、納入する水道薬品類がそれぞれ表1の品質規格に適合しているかを検査し、納入時には、製造元が発行する検査結果書を提出しなければならない。この検査結果書は、納入する毎とし、分析機関名を必ず明記するものとする。尚、試験方法については、水道用希硫酸JWWA K134-2005に基づき行うものとする。
- ③ 受注者は、成田市水道部が独自に行う検査に必要な資料の採取について指示があった場合は、速やかに提供するものとする。

#### 4. 納 入

##### ① 予定納入量

- ・ 令和 5年度 22 t
- ・ 令和 6年度 22 t
- ・ 令和 7年度 22 t
- ・ 令和 8年度 22 t
- ・ 令和 9年度 22 t

##### ② 納入場所及び荷姿

- ・ 伊能浄水場 成田市伊能633-14 ローリー搬入
- ・ 下総小野浄水場 成田市小野890-1 //

③ 1回当たりの納入量については、成田市簡易水道事業浄水場運転保守管理業務委託受注者と十分に協議を行うこと。

④ 納入時間は、特別の指定がある場合を除き、午前9時から午後4時までとする。

⑤ 納入時は成田市簡易水道事業浄水場運転保守管理業務委託受注者が立会い、その指示に従い作業を行うこと。

#### 5. 提出書類

##### ① 初回納入時前まで

- ・ 化学物質等安全データシート (MSDS)
- ・ 製造事業者名、販売事業者名及び緊急時の連絡先を記載した書面
- ・ 3の①で記述した、分析結果書

##### ② 納入時毎

- ・ 3の②で記述した、検査結果書
- ・ ロット番号が記載された書類

#### 6. その他

① 成田市水道部に提出する分析結果書、及び検査結果書に際して係る検査費用等については、受注者の負担とする。

② 本仕様書に疑義がある場合、及び定めのない事項については、その都度協議して定める。

## 水道事業配水場運転保守管理業務委託 定期点検計画

1. ポンプ類 取水ポンプ: 1回/3年, 配水ポンプ: 1回/5年(陸上), 1回/3年(水中), その他ポンプ: 1回/5年

配水場	機器名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
東町配水場	1号取水ポンプ	○			○	
	2号取水ポンプ	○			○	
	3号取水ポンプ	○			○	
	5号取水ポンプ	○			○	
	1号配水ポンプ	○				
	2号配水ポンプ	○				
	3号配水ポンプ	○				
飯田町配水場	1号取水ポンプ	○			○	
	1号配水ポンプ	○				
	2号配水ポンプ	○				
並木町配水場	1号取水ポンプ			○		
	2号取水ポンプ			○		
	3号取水ポンプ			○		
	4号取水ポンプ			○		
	5号取水ポンプ			○		
	1号ろ過ポンプ			○		
	2号ろ過ポンプ			○		
	3号ろ過ポンプ			○		
	1号逆洗ポンプ			○		
	2号逆洗ポンプ			○		
	1号配水ポンプ					○
	2号配水ポンプ					○
	3号配水ポンプ					○
	4号配水ポンプ					○
	5号配水ポンプ					○
	6号配水ポンプ					○
	7号配水ポンプ					○
三里塚配水場	1号取水ポンプ		○			○
	2号取水ポンプ		○			○
	3号取水ポンプ		○			○
	1号ろ過ポンプ		○			
	2号ろ過ポンプ		○			
	3号ろ過ポンプ		○			
	1号逆洗ポンプ		○			
	2号逆洗ポンプ		○			
	1号配水ポンプ		○			
	2号配水ポンプ		○			
	3号配水ポンプ		○			
	4号配水ポンプ		○			
	5号配水ポンプ		○			
東和田配水場	1号取水ポンプ	○			○	
	1号ろ過ポンプ	○				
	2号ろ過ポンプ	○				
	1号逆洗ポンプ	○				
	2号逆洗ポンプ	○				
	1号配水ポンプ				○	
	2号配水ポンプ				○	

## 水道事業配水場運転保守管理業務委託 定期点検計画

1. ポンプ類 取水ポンプ: 1回/3年, 配水ポンプ: 1回/5年(陸上), 1回/3年(水中), その他ポンプ: 1回/5年

配水場	機器名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
宗吾配水場	1号取水ポンプ	○			○	
	1号ろ過ポンプ				○	
	2号ろ過ポンプ				○	
	1号逆洗ポンプ				○	
	2号逆洗ポンプ				○	
	1号配水ポンプ	○			○	
	2号配水ポンプ	○			○	
郷部配水場	1号配水ポンプ			○		
	2号配水ポンプ			○		
	3号配水ポンプ			○		
公津の杜配水場	1号配水ポンプ					○
	2号配水ポンプ					○
	3号配水ポンプ					○
	公津西1号配水ポンプ		○			
	公津西2号配水ポンプ		○			
山口配水場	1号配水ポンプ		○			
	2号配水ポンプ		○			
	3号配水ポンプ		○			
久住配水場	1号配水ポンプ				○	
	2号配水ポンプ				○	
	3号配水ポンプ				○	
野毛平配水場	1号配水ポンプ			○		
	2号配水ポンプ			○		
	3号配水ポンプ			○		

## 水道事業配水場運転保守管理業務委託 定期点検計画

## 2. 電動弁類 1回/5年

配水場	機器名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
東町配水場	1号配水ポンプ吐出弁	○				
	2号配水ポンプ吐出弁	○				
	3号配水ポンプ吐出弁	○				
飯田町配水場	原水バイパス電動弁	○				
	逆洗水受入電動弁	○				
並木町配水場	1号配水ポンプ吐出弁					○
	2号配水ポンプ吐出弁					○
	3号配水ポンプ吐出弁					○
	4号配水ポンプ吐出弁					○
	5号配水ポンプ吐出弁					○
	6号配水ポンプ吐出弁					○
	7号配水ポンプ吐出弁					○
三里塚配水場	1号配水ポンプ吐出弁		○			
	2号配水ポンプ吐出弁		○			
	3号配水ポンプ吐出弁		○			
	4号配水ポンプ吐出弁		○			
	5号配水ポンプ吐出弁		○			
東和田配水場	ろ過ポンプ井水位調整弁				○	
	着水井～配水池連絡弁				○	
	1号配水ポンプ吐出弁				○	
	2号配水ポンプ吐出弁				○	
宗吾配水場	ろ過機流入電動弁	○				
	バイパス電動弁	○				
郷部配水場	並木町系受水調節弁	○				
	山口系受水調節弁	○				
公津の杜配水場	受水電動弁				○	
	No1流量調節弁				○	
	No2流量調節弁				○	
	1号配水ポンプ吐出弁					○
	2号配水ポンプ吐出弁					○
	3号配水ポンプ吐出弁					○
	公津西1号配水ポンプ吐出弁		○			
	公津西2号配水ポンプ吐出弁		○			
山口配水場	1号受水弁			○		
	2号受水弁			○		
	1号流出弁			○		
	2号流出弁			○		
	3号流出弁			○		
	1号吸込弁			○		
	2号吸込弁			○		
久住配水場	受水流量調節弁				○	
	1号配水ポンプ吐出弁					○
	2号配水ポンプ吐出弁					○
	3号配水ポンプ吐出弁					○
野毛平配水場	受水流量調節弁		○			
	配水池流入弁		○			
	1号配水ポンプ吐出弁			○		

## 水道事業配水場運転保守管理業務委託 定期点検計画

## 2. 電動弁類 1回/5年

配水場	機器名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
野毛平配水場	2号配水ポンプ吐出弁			○		
	3号配水ポンプ吐出弁			○		

※除鉄・除マンガン設備及び排水処理設備付属電動弁除く

※緊急遮断弁除く



## 水道事業配水場運転保守管理業務委託 定期点検計画

## 3. 計装計器類

配水場	機器名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
東町配水場	1号取水井水位計	○		○		○
	2号取水井水位計	○		○		○
	3号取水井水位計	○		○		○
	5号取水井水位計	○		○		○
	配水池水位計	○	○	○	○	○
	高架水塔水位計	○	○	○	○	○
	1号取水流量計	○	○	○	○	○
	2号取水流量計	○	○	○	○	○
	3号取水流量計	○	○	○	○	○
	5号取水流量計	○	○	○	○	○
	総取水流量計	○		○		○
	高架水塔流入流量計	○		○		○
	配水流量計	○	○	○	○	○
	自然流下系配水流量計	○	○	○	○	○
	配水圧力計	○	○	○	○	○
	配水残塩計	○	○	○	○	○
	自然流下系配水残塩計	○	○	○	○	○
	自動制御盤(CTL1)SQC		○			
	計装盤(K1)SQC		○			
飯田町配水場	取水井水位計	○		○		○
	配水池水位計	○	○	○	○	○
	取水流量計	○	○	○	○	○
	配水流量計	○	○	○	○	○
	逆洗水受入流量計	○	○	○	○	○
	配水圧力計	○	○	○	○	○
	配水残塩計	○	○	○	○	○
	ローカルコントローラ盤SQC			○		
並木町配水場	1号取水井水位計	○		○		○
	2号取水井水位計	○		○		○
	3号取水井水位計	○		○		○
	4号取水井水位計	○		○		○
	5号取水井水位計	○		○		○
	ろ過ポンプ井水位計	○		○		○
	配水池水位計(PC)	○	○	○	○	○
	配水池水位計(RC1)	○	○	○	○	○
	配水池水位計(RC2)	○	○	○	○	○
	1号取水流量計	○	○	○	○	○
	2号取水流量計	○	○	○	○	○
	3号取水流量計	○	○	○	○	○
	4号取水流量計	○	○	○	○	○
	5号取水流量計	○	○	○	○	○
	取水流量計(着水井流量計)	○	○	○	○	○
	配水流量計	○	○	○	○	○
	配水圧力計	○	○	○	○	○
	地下水系残塩計	○	○	○	○	○
	配水残塩計	○	○	○	○	○
コントローラ盤(1)(KS2)SQC					○	

## 水道事業配水場運転保守管理業務委託 定期点検計画

## 3. 計装計器類

配水場	機器名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
並木町配水場	コントローラ盤(2)(KS3)SQC					○
	監視制御盤(受電)(K1)SQC					○
	監視制御盤(水処理)(K2)SQC					○
	ろ過機制御盤(FR1)SQC					○
三里塚配水場	1号取水井水位計	○		○		○
	2号取水井水位計	○		○		○
	3号取水井水位計	○		○		○
	ろ過原水ポンプ井水位計	○		○		○
	配水池水位計(RC1)	○	○	○	○	○
	配水池水位計(RC2)	○	○	○	○	○
	1号取水流量計	○	○	○	○	○
	2号取水流量計	○	○	○	○	○
	3号取水流量計	○	○	○	○	○
	配水流量計	○	○	○	○	○
	配水圧力計	○	○	○	○	○
	配水残塩計	○	○	○	○	○
	監視制御盤1SQC	○				
	監視制御盤3SQC	○				
東和田配水場	取水井水位計	○		○		○
	ろ過ポンプ井水位計	○		○		○
	配水池水位計1-1	○	○	○	○	○
	配水池水位計1-2	○	○	○	○	○
	配水池水位計2-1	○	○	○	○	○
	配水池水位計2-2	○	○	○	○	○
	排水調整池水位計	○		○		○
	取水流量計	○	○	○	○	○
	配水流量計	○	○	○	○	○
	配水圧力計	○	○	○	○	○
	配水残塩計	○	○	○	○	○
	コントローラ盤SQC	○				
	自動制御盤SQC	○				
宗吾配水場	取水井水位計	○		○		○
	配水池水位計	○	○	○	○	○
	取水流量計	○	○	○	○	○
	配水流量計	○	○	○	○	○
	配水圧力計	○	○	○	○	○
	配水残塩計	○	○	○	○	○
	監視制御盤SQC				○	
郷部配水場	配水池水位計	○	○	○	○	○
	高架水塔水位計	○	○	○	○	○
	並木町系受水流量	○		○		○
	山口系受水流量	○	○	○	○	○
	配水流量計	○	○	○	○	○
	配水残塩計	○	○	○	○	○
	継電器盤(FL3B)SQC		○			
公津の杜配水場	配水池水位計1	○	○	○	○	○
	配水池水位計2	○	○	○	○	○
	受水流量計	○		○		○

## 水道事業配水場運転保守管理業務委託 定期点検計画

## 3. 計装計器類

配水場	機器名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
公津の杜配水場	配水流量計	○	○	○	○	○
	公津西系配水流量計	○	○	○	○	○
	配水圧力計	○	○	○	○	○
	公津西系配水圧力計	○	○	○	○	○
	配水残塩計	○	○	○	○	○
	公津西系配水残塩計	○	○	○	○	○
	自動制御盤(K2)SQC			○		
	公津西系自動制御盤(P2-3)SQC			○		
山口配水場	1号配水池水位計	○	○	○	○	○
	2号配水池水位計	○	○	○	○	○
	配水流量計	○	○	○	○	○
	配水圧力計	○	○	○	○	○
	配水残塩計1	○	○	○	○	○
	配水残塩計2	○	○	○	○	○
	ポンプ制御盤SQC				○	
久住配水場	1号配水池水位計	○	○	○	○	○
	2号配水池水位計	○	○	○	○	○
	受水流量計	○		○		○
	配水流量計	○	○	○	○	○
	受水圧力計	○		○		○
	配水圧力計	○	○	○	○	○
	受水残塩計	○	○	○	○	○
	配水残塩計	○	○	○	○	○
	補助リレー盤(1)(R1)SQC				○	
	補助リレー盤(2)(R2)SQC				○	
野毛平配水場	配水池水位計	○	○	○	○	○
	受水流量計	○		○		○
	配水流量計	○	○	○	○	○
	配水圧力計	○	○	○	○	○
	受水残塩計	○	○	○	○	○
	配水残塩計	○	○	○	○	○
	計装盤(K)SQC			○		

## 簡易水道事業浄水場運転保守管理業務委託 定期点検計画

1. ポンプ類 取水ポンプ: 1回/3年, 配水ポンプ: 1回/5年(陸上), 1回/3年(水中), その他ポンプ: 1回/5年

浄水場	機器名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
下総小野浄水場	2号取水ポンプ	○			○	
	3号取水ポンプ	○			○	
	1号揚水ポンプ		○			
	2号揚水ポンプ		○			
	1号表洗ポンプ			○		
	2号表洗ポンプ			○		
	1号返送ポンプ	○				
	2号返送ポンプ	○				
	1号污泥引抜きポンプ					○
	2号污泥引抜きポンプ					○
	加圧ポンプ(ユニット)	○				
伊能浄水場	1号取水ポンプ		○			○
	2号取水ポンプ		○			○
	1号吸着ポンプ			○		
	2号吸着ポンプ			○		
	1号ろ過ポンプ		○			
	2号ろ過ポンプ		○			
	1号逆洗ポンプ				○	
	2号逆洗ポンプ				○	
	1号配水ポンプ	○			○	
	2号配水ポンプ	○			○	
	3号配水ポンプ	○			○	

## 簡易水道事業浄水場運転保守管理業務委託 定期点検計画

## 2. 電動弁類 1回/5年

浄水場	機器名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
下総小野浄水場	返送電動弁	○				
	放流電動弁	○				
	逆洗流量調節弁	○				
伊能浄水場	-	-				

※除鉄・除マンガン設備及びヒ素除去設備付属電動弁除く

※緊急遮断弁除く

## 簡易水道事業浄水場運転保守管理業務委託 定期点検計画

## 3. 計装計器

浄水場	機器名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
下総小野浄水場	2号取水井水位計	○		○		○
	3号取水井水位計	○		○		○
	1号揚水井水位計	○		○		○
	2号揚水井水位計	○		○		○
	配水池水位計(内槽)	○	○	○	○	○
	配水池水位計(外槽)	○	○	○	○	○
	2号取水流量計	○		○		○
	3号取水流量計	○		○		○
	ろ過流量計	○		○		○
	逆洗流量計	○		○		○
	配水流量計	○	○	○	○	○
	ろ過後残塩計	○	○	○	○	○
	配水残塩計	○	○	○	○	○
	混和池PH計	○	○	○	○	○
	ろ過後PH計	○	○	○	○	○
	ろ過後濁度計	○	○	○	○	○
	ろ過機制御盤SQC		○			
伊能浄水場	1号取水井水位計	○		○		○
	2号取水井水位計	○		○		○
	1号吸着ポンプ井水位計	○		○		○
	2号吸着ポンプ井水位計	○		○		○
	1号ろ過ポンプ井水位計	○		○		○
	2号ろ過ポンプ井水位計	○		○		○
	配水池水位計(1号)	○	○	○	○	○
	配水池水位計(2号)	○	○	○	○	○
	1号取水流量計	○		○		○
	2号取水流量計	○		○		○
	総取水流量計	○		○		○
	吸着塔ろ過流量計	○		○		○
	配水流量計	○	○	○	○	○
	配水圧力計	○	○	○	○	○
	ろ過前残塩計	○	○	○	○	○
	注入前配水残塩計	○	○	○	○	○
	配水残塩計	○	○	○	○	○
	酸剤注入前PH	○	○	○	○	○
	酸剤注入後PH	○	○	○	○	○
	アルカリ剤注入後PH	○	○	○	○	○
伊能施設制御盤SQC		○				
インターフェイス盤SQC		○				

## 【水道施設の設備定期点検について】

水道施設における設備の定期点検については、水道施設設備点検マニュアル（以下、「マニュアル」という）にその内容を記載しているが、ここでは、本業務委託にて、受注者が専門業者等（製造メーカー技術者含む）に依頼して実施する定期点検の内容等について、マニュアルより抽出し、以下に記述する。

なお、定期点検の内容等については、ポンプ類、電動弁類、計装計器類の3種類に大別して記述している。

### 1. ポンプ類

#### ① 取水ポンプ【点検周期：1回／3年】

水中ポンプのため、地上部で確認できる範囲で、以下に示す点検を行う。なお、その他については、定期的な修繕（ポンプの分解整備）に併せて精密点検を行う。

- ・ 外観検査
- ・ 振動及び異音の有無
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 静水位測定
- ・ 付属設備（圧力計等）の点検
- ・ 締切運転データの測定（吐出量、全揚程、動水位、回転数、電圧値、電流値）
- ・ 常用運転データの測定（吐出量、全揚程、動水位、電圧値、電流値）
- ・ 総合所見

#### ② 配水ポンプ（陸上型）【点検周期：1回／5年】

以下に示す点検を行う。なお、その他については、定期的な修繕（ポンプの分解整備）に併せて精密点検を行う。

- ・ 外観検査
  - ・ 振動測定
  - ・ 異音の有無
  - ・ 絶縁抵抗測定
  - ・ センターリング測定（芯振れ、面振れ）
  - ・ 各部整備（グランドパッキン交換、満水検知器及び封水穴部清掃、カップリングボルト点検、錆止め、外観塗装等）
  - ・ 付属設備（圧力計、連成計、圧力SW等）の点検
  - ・ 締切運転データの測定（吐出量、全揚程、回転数、電圧値、電流値）
  - ・ 常用運転データの測定（吐出量、全揚程、回転数、電圧値、電流値）
- ※インバーター制御の場合、常用運転時のVVVF等制御装置の動作確認も併せて行うこと
- ・ 総合所見

③ 配水ポンプ（水中型）【点検周期：1回／3年】

水中ポンプのため、地上部で確認できる範囲で、以下に示す点検を行う。なお、その他については、定期的な修繕（ポンプの分解整備）に併せて精密点検を行う。

- ・ 外観検査
- ・ 振動及び異音の有無
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 水位測定
- ・ 付属設備（圧力計、連成計、圧力SW等）の点検
- ・ 締切運転データの測定（吐出量、全揚程、動水位、回転数、電圧値、電流値）
- ・ 常用運転データの測定（吐出量、全揚程、動水位、電圧値、電流値）  
※インバーター制御の場合、常用運転時のVVVF等制御装置の動作確認も併せて行うこと
- ・ 総合所見

④ その他ポンプ（陸上型）【点検周期：1回／5年】

以下に示す点検を行う。なお、その他については、定期的な修繕（ポンプの分解整備）に併せて精密点検を行う。

- ・ 外観検査
- ・ 振動測定
- ・ 異音の有無
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ センターリング測定（芯振れ、面振れ）
- ・ 各部整備（グランドパッキン交換、満水検知器及び封水穴部清掃、カップリングボルト点検、錆止め、外観塗装等）
- ・ 付属設備（圧力計、連成計、圧力SW等）の点検
- ・ 締切運転データの測定（吐出量、全揚程、回転数、電圧値、電流値）
- ・ 常用運転データの測定（吐出量、全揚程、回転数、電圧値、電流値）
- ・ 総合所見

⑤ その他ポンプ（水中型）【点検周期：1回／5年】

水中ポンプのため、地上部で確認できる範囲で、以下に示す点検を行う。なお、その他については、定期的な修繕（ポンプの分解整備）に併せて精密点検を行う。

- ・ 外観検査
- ・ 振動及び異音の有無
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 水位測定
- ・ 付属設備（圧力計）の点検
- ・ 締切運転データの測定（吐出量、全揚程、水位、回転数、電圧値、電流値）
- ・ 常用運転データの測定（吐出量、全揚程、水位、電圧値、電流値）
- ・ 総合所見



## 2. 電動弁類【点検周期：1回／5年】

以下に示す点検を行う。なお、その他については、定期的な修繕（分解整備）に併せて精密点検を行う。

- ・ 外観検査（駆動部・弁本体の状態、締め付けボルトの緩み、グランドパッキン部からの漏れの状況等）
- ・ 駆動モーターの絶縁抵抗測定
- ・ リミットSWの点検（動作、劣化状況、接点の汚れ等）
- ・ トルクSWの点検（動作試験等）
- ・ スペースヒーターの点検（断線、変色、劣化状況等）
- ・ 潤滑油の漏れの有無
- ・ 端子台・機内配線の点検（錆の発生や損傷の有無、劣化状況等）
- ・ 開度指示計の動作状況確認（ギヤ類の錆付・摩耗の有無等）
- ・ 運転データの測定（電流値、開閉時間、振動・異音の有無）
- ・ 総合所見

## 3. 計装計器類

### ① 水位計【点検周期：1回／年、1回／2年（一部の機器）】

以下に示す点検を行う。なお、その他については、定期的な修繕に併せて精密点検を行う。

#### A) 静電容量式水位計

- ・ 外観検査及び清掃
- ・ 出力特性試験（ゼロ・スパン校正含む）
- ・ ゼロ点調整
- ・ ループ試験
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 総合所見

#### B) 投入式水位計

- ・ 外観検査（受圧部、ケーブル、吊下げチェーン含む）及び清掃
- ・ 出力特性試験（ゼロ・スパン校正含む）
- ・ ゼロ点調整
- ・ ループ試験
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 総合所見

#### C) 差圧式水位計

- ・ 外観検査及び清掃
- ・ 出力特性試験（ゼロ・スパン校正含む）
- ・ ゼロ点調整
- ・ ループ試験
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 総合所見

#### D) 超音波式水位計

- ・ 外観検査及び清掃
- ・ 出力特性試験（ゼロ・スパン校正含む）
- ・ ゼロ点調整
- ・ ループ試験
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 総合所見

## ② 流量計【点検周期：1回／年、1回／2年（一部の機器）】

以下に示す点検を行う。なお、その他については、定期的な修繕に併せて精密点検を行う。

## A) 電磁流量計

- ・ 外観検査及び清掃
- ・ 変換器特性試験（ゼロ・スパン校正含む）
- ・ ゼロ点調整
- ・ ループ試験
- ・ 設定値の確認
- ・ 各部測定（電源電圧、コイル間抵抗等）
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 総合所見

## ③ 圧力計【点検周期：1回／年】

以下に示す点検を行う。なお、その他については、定期的な修繕に併せて精密点検を行う。

## A) 圧力伝送器

- ・ 外観検査及び清掃
- ・ 出力特性試験（ゼロ・スパン校正含む）
- ・ ゼロ点調整
- ・ ループ試験
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 総合所見

## ④ 残塩計【点検周期：1回／年】

以下に示す点検を行う。なお、その他については、定期的な修繕に併せて精密点検を行う。

## A) 無試薬式遊離残留塩素計

- ・ 外観検査及び清掃
- ・ 分析部点検
- ・ 試料水流量調整
- ・ ゼロ・測定値校正
- ・ ループ試験
- ・ 設定値の確認
- ・ 各部測定（電源電圧、コイル間抵抗等）
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 消耗部品交換

部品名	交換周期	備考
セラミックビーズ	1回／年	R5年度から毎年
回転電極		
ブラシ	1回／2年	R5年度、R7年度、 R9年度
スプリング		
従動側アセンブリ	1回／3年	R5年度、R8年度
駆動ベルト		
モータアセンブリ		
ギアヘッド		

- ・ 総合所見

## ⑤ pH計【点検周期：1回／年】

以下に示す点検を行う。なお、その他については、定期的な修繕に併せて精密点検を行う。

- ・ 外観検査及び清掃
- ・ 分析部点検
- ・ 標準液による校正
- ・ ループ試験
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 消耗部品交換

部品名	交換周期	備考
電極	1回／年	R5年度から毎年
ヒューズ類		
標準液用試薬		
KCL		

- ・ 総合所見

## ⑥ 濁度計【点検周期：1回／年】

以下に示す点検を行う。なお、その他については、定期的な修繕に併せて精密点検を行う。

- ・ 外観検査及び清掃
- ・ 分析部点検
- ・ サンプリング用ホース部洗浄
- ・ 標準液による校正
- ・ ループ試験
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 消耗部品交換

部品名	交換周期	備考
ランプASSY	1回／年	R5年度から毎年
乾燥剤		
各種ゼロ濁度フィルター		
ヒューズ類		

- ・ 総合所見

## ⑦ 制御盤等（SQC）【点検周期：1回／5年】

制御盤等内部に格納されているシーケンサコントローラについて、以下に示す点検を行う。なお、その他については、定期的な修繕に併せて精密点検を行う。

- ・ プログラムデータのバックアップ
- ・ 外観検査及び各部清掃
- ・ 各部接続部の点検（ゆるみ等）
- ・ 電源電圧測定
- ・ メモリー保護用リチウム電池交換
- ・ 動作確認試験
- ・ 総合所見

## 4. その他

定期点検実施時に発見された不具合については、都度、発注者に連絡し、その対象方法について協議を行うこととする。なお、協議の結果、追加の点検及び消耗部品交換等が必要となった場合は、変更の対象とする。

## 水道事業薬液注入設備点検業務仕様書

(目的)

第 1 条 この仕様書は、水道事業で所管する薬液注入設備点検業務の一切に適用する。

(対象機器及び点検内容、実施時期)

第 2 条 対象機器及び実施時期については、表 1 のとおりとする。なお、点検内容については、表 1 の設備の本体及び付帯設備（以下「設備」という。）の定期点検作業及び消耗部品の交換とする。

表 1. 年間点検計画

配水場名	設 備	実施時期
東町	水道機工(株)製 次亜注入機 (DJ3 型) : 1 基	6 月
	ポンプ (GYD60PJ) : 2 台	
	ポリエチレン製貯留槽 (2,000L) : 1 基	
	制御盤 : 1 面	
東町 5 号井	水道機工(株)製 次亜注入機 (DJ3 型) : 1 基	6 月
	ポンプ (GYD60AJ) : 2 台	
	ポリエチレン製貯留槽 (300L) : 1 基	
	制御盤 : 1 面	
飯田町	水道機工(株)製 次亜注入機 (DJ2-1P 型) : 1 基	5 月
	ポンプ (JSH-R 型) : 2 台	
	ポリエチレン製貯留槽 (300L) : 1 基	
	制御盤 : 1 面	
並木町	日機装(株)製 次亜注入ポンプ (1SASYE 型) : 2 台	5 月
	日機装(株)製 次亜注入ポンプ (1S1AQE 型) : 2 台	
	ポリエチレン製貯留槽 (3,000L) : 2 基	
	制御盤 : 2 面	
東和田	水道機工(株)製 次亜注入機 (DJ3R 型) : 1 基	7 月
	ポンプ (GW 型) : 2 台	
	ポリエチレン製貯留槽 (2,000L) : 1 基	
	操作盤 : 1 面	
三里塚	(株)タクミナ製 次亜注入ポンプ (DCLPW-60) : 4 台	7 月
	ポリエチレン製貯留槽 (3,000L) : 1 基	
	操作盤 : 1 面	
山口	水道機工(株)製 次亜注入機 (DJ3R 型) : 1 基	8 月

	ポンプ (GW 型) : 2 台 ポリエチレン製小出貯留槽 (100L) : 1 基 PVC 製次亜混合槽 : 1 基 PVC 製定水槽 : 1 基 (株)荏原製作所製 給水加圧ポンプ (25EVMG75.75E) : 1 台 " (25EVMS85.75) : 1 台 操作盤 : 1 面	
宗吾	水道機工(株)製 次亜注入機 (DJ3R 型) : 1 基 ポンプ (GW 型) : 2 台 ポリエチレン製貯留槽 (200L) : 1 基 制御盤 : 1 面	9 月
野毛平	水道機工(株)製 次亜注入機 (DJ3R 型) : 1 基 ポンプ (GYD-10AJ) : 2 台 ポリエチレン製貯留槽 (100L) : 1 基 制御盤 : 1 面	8 月

## (業務執行の心得)

第 3 条 受注者は、本業務が水道法等に基づいた重大な公共的・公益的使命及びライフラインの確保という特殊性を有することを念頭に置き、細心の注意と良識をもって業務の執行に当たること。

## (点検作業の内容及び報告等)

第 4 条 点検作業の内容は次のとおりとする。なお、受注者は作業の実施に当たっては事前に発注者と十分な協議を行うとともに、作業終了後は概ね 7 日以内に「薬液注入設備点検報告書」(第 1 号様式)で発注者に報告すること。

- (1) 設備の作動状態及び各 부품の劣化状況の点検、設備からの液漏れ等の有無
- (2) 消耗部品等の調達及び交換
- (3) 漏洩検知器電極(並木町配水場のみ)等の清掃
- (4) 設備の不具合に関する現場調査等
- (5) 設備の修繕

## (消耗部品等の取替)

第 5 条 別表「薬液注入設備消耗品」に記載されたものについては、年 1 回交換を実施することとし、その調達費用は委託料に含むものとする。また、別表に記載されていないものの交換については、その旨を発注者と協議し、発注者の指示に従うこととし、その調達費用は年度末にまとめて精算するものとする。

- 2 受注者は、前項の消耗部品等の受払いを「薬液注入設備消耗品管理台帳」(第2号様式)により管理し、第4条の報告と同時に発注者に報告し、確認を得ること。

(異常の報告及び設備の修繕)

- 第6条 受注者は、作業中に第2条に掲げる設備及びその他水道施設に異常を発見したときは、その状況を速やかに発注者に連絡し、発注者の指示を仰ぐこと。
- 2 受注者は、発注者から設備の不調等の連絡を受けた場合は、速やかに原因調査を行い、その結果を発注者に報告すること。
  - 3 受注者は、発注者から本設備に関する修繕を依頼された時は、速やかに実施すること。但し、その費用は、発注者、受注者協議のうえ決定する。

(提出書類)

第7条 受注者は、第4条の報告時に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 薬液注入設備点検報告書 : 1部
- (2) 作業写真(カラー) : 1部
- (3) 薬液注入設備消耗品管理台帳 : 1部
- (4) 水道法第21条第1項に基づく健康診断(検便)の検査結果  
: 1部(2回/年)  
(現地点検作業前までに提出のこと)

別表

## 薬液注入設備消耗品

	配 水 場 名	品 名	個 数
1	東町配水場	DJ3 用注入ポンプキット (6.0ℓ/h) (ダイヤフラム、チャッキバルブ含)	2 セット
2		DJ3 用逆流阻止弁	1 個
3	東町 5 号井	DJ3 用注入ポンプキット (6.0ℓ/h) (ダイヤフラム、チャッキバルブ含)	2 セット
4		DJ3 用逆流阻止弁	1 個
5	東和田配水場	DJ3R 用注入ポンプキット (3.6 ℓ/h) (ダイヤフラム、チャッキバルブ含)	2 セット
6		DJ3 用逆流阻止弁	1 個
7	宗吾配水場	DJ3R 用注入ポンプキット (1.8 ℓ/h) (ダイヤフラム、チャッキバルブ含)	2 セット
8		DJ3 用逆流阻止弁	1 個
9	山口配水場	DJ3R 用注入ポンプキット (3.6 ℓ/h) (ダイヤフラム、チャッキバルブ含)	2 セット
10		DJ3 用逆流阻止弁	1 個
11.	野毛平配水場	DJ3 用注入ポンプキット (6.0ℓ/h) (ダイヤフラム、チャッキバルブ含)	2 セット
12		DJ3 用逆流阻止弁	1 個

第1号様式

薬液注入設備点検報告書

令和 年 月 日

(あて先) 成田市長 小泉 一成

受注事業者名

点検者職・氏名

点検場所： 配水場

点検日： 令和 年 月 日

点検項目	点検方法		異常の有無		備考
	外観	作動	有	無	
1	注入ポンプの油量				
2	注入ポンプの油の汚れ				
3	注入ポンプの油の漏れ				
4	注入ポンプの回転数動作				
5	注入ポンプの吐出圧力				
6	モーターの振動、発熱				
7	エア抜きプラグ				
8	入口・出口弁				
9	ダイヤフラム				
10	サイホン逆流阻止弁				
11	ホース				
12	ダイヤフラム弁				
13	ボール弁				
14	注入配管				
15	排気配管				
16	排液配管				
17	屋外配管				
18	バルブ関係				
19	ストレーナーの汚れ				
20	歩廊及び架台類の点検				
21	操作盤				
22	貯留槽				
指摘事項					





## 簡易水道事業薬液注入設備点検業務仕様書（伊能浄水場）

（目的）

第1条 この仕様書は、簡易水道事業の伊能浄水場で所管する薬液注入設備の点検業務の一切に適用する。

（対象機器及び点検内容、実施時期）

第2条 対象機器及び実施時期については、表1のとおりとする。なお、点検内容については、表1の設備の本体及び付帯設備（以下「設備」という。）の定期点検作業及び消耗部品の交換とする。

表1. 年間点検計画

浄水場名	設 備	委託期間
伊能	【次亜塩素酸ナトリウム（前次亜）】	7月頃
	水道機工(株)製 注入機 (DJ3-DT1D) : 1基	
	ポンプ (JDL-100R 型) : 2台	
	PE 製貯留槽 (100L) : 1基	
	【硫酸】	
	水道機工(株)製 硫酸注入機 (DJ3-CT0D) : 1基	
	ポンプ (JDL-100R 型) : 2台	
	FRP/PVC 製貯留槽 (1,000L) : 2基	
	【苛性ソーダ】	
	水道機工(株)製 苛性ソーダ 注入機 (DJ3-DT0D) : 1基	
	ポンプ (JDL-100R 型) : 2台	
	FRP 製貯留槽 (1,500L) : 2基	

（委託業務執行の心得）

第3条 受注者は、委託業務が水道法等に基づいた重大な公共的・公益的使命及びライフラインの確保という特殊性を有することを念頭に置き、細心の注意と良識をもって委託業務の執行に当たること。

(点検作業の内容及び報告等)

第 4 条 点検作業の内容は次のとおりとする。

なお、受注者は、作業の実施に当たっては事前に発注者と十分な協議を行うとともに、作業終了後は概ね 7 日以内に「薬液注入設備点検報告書」(第 1 号様式)を発注者に提出し、確認を受けること。

- (1) 設備の作動状態及び各 부품の劣化状況の点検、設備からの液漏れ等の有無
- (2) 消耗部品等の調達及び交換
- (3) 設備の不具合に関する現場調査等
- (4) 設備の修繕

(消耗部品等の取替)

第 5 条 別表「薬液注入設備消耗品」に記載された部品については、年 1 回の交換を実施することとする。また、別表に記載されていないものの交換については、その旨を発注者と協議し、発注者の指示に従うこととし、その調達費用は年度末にまとめて精算するものとする。

- 2 受注者は、前項の消耗部品等の受払いを「薬液注入設備消耗品管理台帳」(第 2 号様式)により管理し、第 4 条の報告と同時に発注者に提出し確認を受けること

(異常の報告及び設備の修繕)

第 6 条 受注者は、作業中に第 2 条に掲げる設備及びその他水道施設に異常を発見したときは、その状況を速やかに発注者に連絡し、発注者の指示を仰ぐこと。

- 2 受注者は、発注者から設備の不調等の連絡を受けた場合は、速やかに原因調査を行い、その結果を発注者に報告すること。
- 3 受注者は、発注者から本設備に関する修繕を依頼された時は、速やかに実施すること。但し、その費用は、発注者、受注者協議のうえ決定する。

(提出書類)

第 7 条 受注者は、第 4 条の報告時に次の書類を提出しなければならない。

- |  |       |
|--|-------|
| (1) 薬液注入設備点検報告書                        | : 1 部 |
| (2) 作業写真 (カラー)                         | : 1 部 |
| (3) 薬液注入設備消耗品管理台帳                      | : 1 部 |
| (4) 水道法第 2 1 条第 1 項に基づく健康診断 (検便) の検査結果 | : 1 部 |

※現地点検作業前までに提出のこと

別表

## 薬液注入設備消耗品

No	機種名	品名	個数
1	前次亜注入機	DJ3用注入ポンプキット(6.0ℓ/h, 次亜用) ダイヤフラム、チャッキ含む	2 セット
2		DJ3用逆流阻止弁	1 個
3	硫酸注入機	DJ3用注入ポンプキット(6.0ℓ/h, 硫酸用) ダイヤフラム、チャッキ含む	2 セット
4		DJ3用逆流阻止弁	1 個
5	苛性ソーダ注入機	DJ3用注入ポンプキット(6.0ℓ/h, 苛性用) ダイヤフラム、チャッキ含む	2 セット
6		DJ3用逆流阻止弁	1 個

第1号様式

薬液注入設備点検報告書

令和 年 月 日

(あて先) 成田市長 小泉 一成

受託事業者名

点検者職・氏名

点検場所 : 伊能浄水場

点検日 : 令和 年 月 日

点検項目	点検方法		異常の有無		備考
	外観	作動	有	無	
1	エア抜きプラグ				
2	入口・出口弁				
3	ダイヤフラム				
4	サイホン逆流阻止弁				
5	ホース				
6	ダイヤフラム弁				
7	ボール弁				
8	注入配管				
9	排気配管				
10	排液配管				
11	屋外配管				
12	バルブ関係				
13	ストレーナーの汚れ				
14	歩廊及び架台類の点検				
15	操作盤				
16	貯留槽				
17	屋外配管				
指摘事項					



## 簡易水道事業薬液注入設備点検仕様書（下総小野浄水場）

（目的）

第 1 条 この仕様書は、簡易水道事業の下総小野浄水場で所管する薬液注入設備の点検業務の一切に適用する。

（対象機器及び点検内容、実施時期）

第 2 条 対象機器及び実施時期については、表 1 のとおりとする。なお、点検内容については、表 1 の設備の本体及び付帯設備（以下「設備」という。）の定期点検作業及び消耗部品の交換とする。

表 1. 年間点検計画

浄水場名	設 備	実施時期
下総小野	【次亜塩素酸ナトリウム（前次亜）】	
	・ (株)ウォーターテック製 注入ポンプ（NKW-30VL-ACI）	: 2 台
	・ 小出槽	: 2 基
	【硫酸】	
	・ (株)イワキ製 注入ポンプ（EHN-B11FC2YN）	: 2 台
	・ PE 製貯留槽（1,000L）	
	・ 小出槽	: 1 基
	【苛性ソーダ】	: 2 基
	・ (株)イワキ製 注入ポンプ（EHN-B16VH2YN）	
	・ PE 製貯留槽（1,500L）	: 2 台
	・ 小出槽	
	【PAC】	: 1 基
	・ (株)イワキ製 PAC 注入ポンプ（EHN-B11VC1YN）	: 2 基
・ PE 製貯留槽（1,000L）		
・ 小出槽	: 2 台	
※PE 製貯留槽及び小出槽の清掃を行うこと。	: 1 基	
【その他】	: 2 基	
・ 薬品注入設備制御盤		
	: 1 面	

(委託業務執行の心得)

第 3 条 受注者は、委託業務が水道法等に基づいた重大な公共的・公益的使命及びライフラインの確保という特殊性を有することを念頭に置き、細心の注意と良識をもって委託業務の執行に当たること。

(点検作業の内容及び報告等)

第 4 条 点検作業の内容は次のとおりとする。

なお、受注者は、作業の実施に当たっては事前に発注者と十分な協議を行うとともに、作業終了後は概ね 7 日以内に「薬液注入設備点検報告書」を発注者に提出し、確認を受けること。

- (1) 設備の作動状態及び各 부품の劣化状況の点検、設備からの液漏れ等の有無
- (2) 各小出槽の点検
- (3) 各小出槽電極の点検
- (4) 貯留槽の点検
- (5) 各貯留槽電極の点検
- (6) 機制御盤の点検
- (7) 消耗部品等の調達及び交換
- (8) 設備の不具合に関する現場調査等

(消耗部品等の取替)

第 5 条 別表「薬液注入設備消耗品」に記載された部品については、年 1 回交換を実施することとし、その調達費用は委託料に含むものとする。また、別表に記載されていないものの交換については、その旨を発注者に連絡し、発注者の指示に従うこととし、その調達費用は年度末にまとめて精算するものとする。

(異常の報告及び設備の修繕)

第 6 条 受注者は、作業中に第 2 条に掲げる設備及びその他水道施設に異常を発見したときは、その状況を速やかに発注者に連絡し、発注者の指示を仰ぐこと。

- 2 受注者は、発注者から設備の不調等の連絡を受けた場合は、速やかに原因調査を行い、その結果を発注者に報告すること。
- 3 受注者は、発注者から本設備に関する修繕を依頼された時は、速やかに実施すると。但し、その費用は、発注者、受注者協議のうえ決定する。

(提出書類)

第 7 条 受注者は、第 4 条の報告時に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 薬液注入設備点検報告書 : 1 部
- (2) 作業写真 (カラー) : 1 部
- (3) 水道法第 2 1 条第 1 項に基づく健康診断 (検便) の検査結果 : 1 部

※現地点検作業前までに提出のこと



別表

## 薬液注入設備消耗品

No	機種名	品名	個数
1	前次亜注入ポンプ NKW-30VL-ACI	吐出パイプ (L-480)	2 個
2		プレート B ※NO. 2 のみ	1 個
3		吐出パイプユニオン ※NO. 2 のみ	1 個
4		Oリングセット	2 セット
5		ストレーナーセット ※NO. 2 のみ	1 セット
6		カムカバーパッキン ※NO. 2 のみ	2 個
7		バルブシート ※NO. 2 のみ	2 個
8		ボールベアリング (NO63)	2 個
9		ボールベアリング (NO64) ※NO. 2 のみ	1 個
10		ボールベアリング (NO66)	2 個
11		C型止め輪 (軸用 10) ※NO. 2 のみ	2 個
12		C型止め輪 (穴用 26) ※NO. 2 のみ	1 個
13		センサー	2 個
14		ブレードホース (6×11)	2 m
1	硫酸注入ポンプ EHN-B11VC1YN (NO. 1)	ポンプヘッド (硫酸用)	1 個
2		ダイヤフラム	1 個
3		六角穴付ボルト (PW, SW 付)	4 個
4		排圧弁 (BVC-1TV-4H)	1 個
1	苛性ソーダ注入ポンプ EHN-B16VH2YN (NO. 1)	ポンプヘッド (苛性用)	1 個
2		ダイヤフラム	1 個
3		六角穴付ボルト (PW, SW 付、M4×40)	4 個
4		排圧弁 (BVC-1PE-4PS (特注 0.5MPa))	1 個
1	PAC 注入ポンプ EHN-B11VC-1001YN (NO. 1)	ポンプヘッド (PAC 用)	1 個
2		ダイヤフラム	1 個
3		六角穴付ボルト (PW, SW 付、M4×40)	4 個
4		チャッキバルブ (CAN-1VC-M)	1 個